

熊本県有明海区漁業調整委員会

第510回議事録

令和4年（2022年）3月14日開催

第510回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和4年(2022年)3月14日(月) 午後2時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 2階 ひばり

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山 義人 浜口多美雄 藤森隆美
西川幸一 平山泉 小森田智大 八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) なし

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹

(傍聴人) 熊本県漁業協同組合連合会 指導部長 橋口謙吾
熊本日新聞社 中尾記者

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

事務局

定刻になりましたので、第510回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中10名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第510回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料及び「漁業法関連法令」冊子を1部ずつお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

本日は、コロナまん延防止期間中の中、御出席いただきありがとうございます。
ございます。

それでは、ただ今から第510回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は藤森委員と八塚委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

現在、知事許可漁業の中目流し網漁業、えび流し網漁業、かに網漁業、かにかごについて、許可の要望があります。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されていますので、今回、新規の要望のあった中目流し網漁業、えび流し網漁業、かに網漁業と許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいという要望のあったかにかご漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。

まず、中目流し網漁業の説明になります。法令集をご覧ください。前回までの委員会と同じ資料になりますが、法令集の上から1枚目の表面に中目流し網漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料を添付しております。図7の40のような漁具を潮流を横切るように設置し、アジやコノシロ、タチウオを漁獲します。資料の3ページをご覧ください。今回、4種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、1つ目の制限措置については、荒尾市牛水と玉名郡長洲町の

地先である有共第2号、同第3号共同漁業権漁場内及び熊本有明海の中央に位置する共有の共同漁業権である有共第21号共同漁業権漁場内、2つ目の制限措置については、玉名市横島町の地先である有共第8号共同漁業権漁場と有共第21号共同漁業権漁場内、3つ目の制限措置については、熊本市西区河内町の地先である有共第9号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内、最後に熊本市西区沖新町の地先の有共第12号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内となっています。各共同漁業権の位置については、冊子の上から5枚目の共同漁業権連絡図でご確認ください。漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数が定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、上から2隻、1隻、2隻、6隻となっています。漁業を営む者の資格は、住所要件として、上から、玉名郡長洲町、玉名市横島町、熊本市西区河内町、熊本市西区沖新町に住所を有する者、それと熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年（2022年）3月25日から令和4年（2022年）4月4日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、えび流し網漁業について説明いたします。法令集の上から2枚目をご覧ください。えび流し網漁業の資料を添付しております。2枚目の表面の図7の50のような漁具を潮流に流し、えびを漁獲します。資料5ページをご覧ください。操業区域は、熊本有明海、漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、1隻となっています。漁業を営む者の資格は、玉名市岱明町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年（2022年）3月25日から令和4年（2022年）4月4日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）2月28日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。えび流し網漁業については、以上です。

次に、新規の許可としては、最後となりますが、かに網漁業について、説明いたします。法令集の上から3枚目に固定式刺し網漁業の資料としてくちぞこ刺し網漁業の資料を添付しています。かに網漁業は、資

料に記載してあるような固定式の漁具を設置して、かにを漁獲します。操業区域は、資料6ページに記載していますが、玉名市岱明町の地先の有共第4号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として玉名市岱明町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年(2023年)4月30日までとしています。また、備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。かに網漁業については以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあったかにかご漁業についてご説明いたします。

法令集の上から4枚目にかにかご漁業の資料を添付しています。名称のとおり、かごによりかにを漁獲する漁法です。県内各地で行われており、今回は9種類の制限措置の公示を予定しています。

資料7ページから8ページをご覧ください。

操業区域は、表のとおりとなっております。漁業時期については、8月1日から12月31日までとなっております。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、それぞれ区域毎に要望のあった数、漁業を営む者の資格は表に記載しているのとおりとなっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間及びこの公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)4月11日から令和4年(2022年)5月13日までとなっております。また、備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を記載しています。条件の内容については、既存の許可と同様です。かにかご漁業については以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

西川委員

中目流し網の許可が、かなり県の方から組合の方に下りていると思いますが、何隻くらいで打ち止めなのか。そんなに出しても海の中で漁業者同士が揉めることになる。県は何隻くらい許可を出すつもり

なのか。

水産振興課

新たな漁業法に基づいて、許可の取扱いについて考え、委員会にも諮らせていただいているところ。中目流し網漁業の今の許可のあり方は、想定をする以上の状況となっており、我々が想定する上限に非常に近いものとなっている。このままの状況で許可をしていくのは、困難な状況になっていると思っているので、調整が必要な段階に入っていると考えている。つきましては、調整の方法を含めて、関係者と協議をさせていただきたい。かなり上限に近いレベルに来ている。

藤森委員

中目流し網漁業は上限が決まっているが、改正漁業法の中で、それ以上の申し込みがあった場合には、再度審議するとなっている。私は、西川委員とは、真逆の考えであるけれども、有共第21号管理協議会の会長をしているが、去年、一昨年とタチウオが大量に獲れている。現在も、のり養殖が終わったら獲りたいと考えている人が多いから、今回もかなりの数の許可の申し込みがあっていると思う。過去は、定数漁業として上限でストップとなっていたけれども、改正漁業法では、新規の許可の申し込みが上限以上にあった場合は、話し合うようになっていたと思うけれども、どうだろうか。

水産振興課

基本的な許可の考え方としては、必要などころには出します、必要でない許可についてはお返してください、真に必要な人に許可しようという形ですけれども、上限は決めております。上限を決めているとはどういうことかと、熊本県有明海の中で最高に許可していた隻数だったと思いますけれども、それ以上は許可しないというスタンスです。

藤森委員

改正漁業法施行前には、100なら100、200なら200という基準はなかった。過去の最高水準を目指して、今は少ないから大丈夫ですよと感覚でスタートしたと思っている。前の数を超えた場合はどのような扱いをするのか。

水産振興課

改正の時にはいろいろ御議論いただいたところですが、中目流し網漁業については、熊本県有明海128隻で諮問させていただいておまして、これ以上は許可をできないという取扱いです。

藤森委員議長

今回のを入れていくつ。

水産振興課	100をちょっと超えた位となる。
藤森委員	また今年もタチウオが獲れば、許可を取る人がいると思う。その時に128を超えたときはどうするのか。
水産振興課	優先順位が決まっております、許可ができない人が出てくる形になります。128を超えたときのルールについては、定めがないので、超えたら優先順位をつけて許可をする形になります。内容については、確認させていただきたい。
藤森委員	これは、超えたときは、改めて審議するとなっていたと思う。Maxの許可数は出ていなかったと思う。今回、嬉しい悲鳴が出る中で許可をバンバン出したいけれども、あなたは許可が無いですよというように止める話でもないと思う。前向きに話し合っ、継続して許可ができる状態を保ってほしい。
水産振興課	基本的な制度としては、上限を超えたら許可しないというルールですが、今のところまずは上限までの枠内で調整を図りたいと思っております。必要が無い人からは返してもらって、本当に必要かを調べてもらい、資源の関係も含めてその当時の数を超える許可はしないというお話をさせていただいたところだと思います。調整がつかずに許可の要望があれば、また議論が必要だと思いますが、まずは、今のところは、上限以内で調整したいと考えております。
藤森委員	許可の上限を決めたらいけないと言っている。最初から、超えたらどうするかという質問をしているのに、今のままでは、128を超えたらそれ以上は許可しませんよという風にしか聞こえない。本当に漁業をしたい人がいた場合に許可ができない。県が与える許可ではあるけれども、そのような調整をするために調整委員会があるわけだから。何らかの形で許可できるようであれば、調整委員会か県の指示で漁業ができるような形にしてほしい。そうでなければ、密漁が出てくる。昔あったように許可の売買が始まる。実際に休眠している許可を調べて、返してもらおうことや、操業を希望する人の数を調べて、上限を見直してもらいたい、そういう要望。
水産振興課	御意見はしっかり承りたいところです。まずは、使っていない部分

の調査等やるべき事をやった上での話ですので、その後そういう状況があるのであれば、皆様と御相談する形になるかと思えます。今の基本的な方針、考え方を県として示させていただいた、というところでご理解いただければと思います。

木山委員 いいですか。

議長 どうぞ。

木山委員 お尋ねします。今の許可関係で、許可を出してもらうのは非常に良いことなんですけれども、実際に許可に基づいて漁業をされているかどうかですね、中目網であれば、網を持っていて操業すると思うんですよ。実際に網を持っているのかどうかの把握はどうですか。

水産振興課 現状で、知事許可漁業は、年に1回の報告義務が課せられておりますので、今報告が上がってきているところです。こういうものを蓄積して、実際に漁獲をされたのかどうかを確認して行って、使っていない方については許可を返していただくということを検討していくことになります。

木山委員 もちろん、報告義務です、書類が上がってきてそれを確認するのは、それはそれで十分だと思います。私は疑いたくはないんですが、果たしてそれが本当かどうか。例えば、中目の網を持っているという確認は。

藤森委員 ちょっといいですか。木山委員、有共第21号管理協議会で承諾するときには、各組合で確認してください、と説明して通しているから、組合が確認しないといけない。

木山委員 県は、確認はされていないんですね。

水産振興課 申請の際には、漁具図を添付していただいていますので、その漁具図を基にですね、適正な漁具を使われていることを確認し、適正でなければ指導しますし、場合によっては許可できないということになります。全ての漁具について確認するという事は、物理的に不可能というところがありますので、書面にて確認するという手続きを取ってお

ります。

木山委員

実際の漁具の確認については、漁協の方に一任されているという事ですね。

水産振興課

改正漁業法になりまして、許可を受けている者は年に1回以上、実績報告をしないといけないとなっております。報告については、デジタル化を図り、随時情報が入るよう取り組んでおります。随時、漁獲されているかどうかわかるような仕組みを作っていきたいと思っておりますので、それをもって実績をきちっと把握していくという形にしております。まだ漁業法が改正されたばかりでシステムが整っていませんが、来年度予算で漁獲情報のデジタル化推進事業という形で予算をとり、きちっと取り組んでいきたいと思っております。

木山委員

もう1件お尋ねします。現場の方からちょっと言わせてもらいますけれども、中目流し網で現在非常にタチウオが獲れております。現場の方に行ってもらおうと分かりますけれども、狭い漁場に釣り船と遊漁船、それと流し網、これらが入り混じって操業しているわけですね。ですから、私が一番心配しているのはですね、その中でですねトラブルが発生するのではなからうか、と心配しているんですよ。

許可の条件として、ある程度付与されておりますけれども、それ以上に何かをもってですね、この許可を出すときに注意を喚起するようなものの必要性が出てきているのではないかと思うんですよ。本当は現場の方に行ってもらったら、本当にこんな狭い中に100隻も150隻も、長崎からも来るし、福岡からも来るしですね、本当にひしめいている状態なんですよ。実際、すぐ近くで網を流している方もおりますけれども、トラブルが発生するんじゃないかということをお心配しております。是非とも、注意を喚起するような条件を付与していただきたいと思えます。

水産振興課

御意見ありがとうございます。現場の方の状況を教えていただきました。課で十分意見をもみながら、承っておきたいと思えます。

藤森委員

今の話は、おかしいよ。許可漁業と遊漁を一緒に扱ってもらっては困る。逆に、遊漁の方が、中目が網を流していたら、逃げないといけない。片一方は県からもらった許可でやっている訳だから。遊漁はた

だの魚釣りで、免許されていないわけだから。同じ操業区域ですのであれば、トラブルになるときは、遊漁者の方が離れてもらわないと。そういう形で指導してもらわないと。遊漁とは一緒ではない。漁業許可は県から許可を受けている訳だから。そのところを考えて発言してほしい。

木山委員

釣り船との競合性はどうですか。釣り船は県の許可が出ていると思いますが。

藤森委員

釣り船はあくまで遊漁だろう。瀬渡し船でもなんでも。一方、こちらは許可だから。去年あったけれども、いかかごのブイを中目が切った。これは、違反。同じ許可とはいえ。他種漁業に迷惑をかけてはならないと謳ってある訳だから。だから、去年調整委員会で見に行った。同じ許可同士だから問題になった。魚釣りの人達は遊漁だから、普通揉めることは考えられない。県はどう考えるのか。

水産振興課

すぐに回答できませんので、検討させて頂ければと思います。

議長

他に、意見がないようですので、第1号議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なしの声。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

次に、第2号議案「するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の15ページをご覧ください。まず、漁業法に基づく新たな資源管理の流れをご説明します。基本的には従来TAC管理と呼ばれて

きた漁獲量の管理手法と同様です。

漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々調査に基づき、資源量や漁業の影響の評価及び将来予測を行っております。その後、漁業者や各都道府県等の意見を確認した上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、総漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの総漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。

また、資源管理の対象となる水産資源には、今回お諮りする「するめいか」やマアジ、マイワシ等が含まれ、現在1年ごとに漁獲可能量を設定し、管理が行われているため、ここでの総漁獲可能量は年間総漁獲可能量と同義になります。総漁獲可能量は、沖合で行われる大中型まき網等の大臣許可漁業や沿岸漁業を管理する各都道府県に過去の漁獲実績に基づいて配分されております。また総漁獲可能量の一部は、想定外の漁獲量の増加に備えた国留保枠へ配分されております。

各都道府県に配分された漁獲可能量を「都道府県別漁獲可能量」と呼び、ここからさらに各都道府県における資源管理を行う単位である「知事管理区分」及び想定外の漁獲量の増加に備えた県留保枠に配分されます。知事管理区分に配分された漁獲可能量を「知事管理漁獲可能量」と呼び、これが、漁業者が実際に漁獲することができる量の上限となります。

令和4年4月1日から始まる「するめいか」の令和4管理年度の本県都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からございました。知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があることから、漁業法に基づき今回諮問させていただきます。

なお、改正後の漁業法では、一本釣り等の自由漁業を含むあらゆる漁業に対し、資源管理対象の漁獲報告義務が課されていることから、有明海沿岸漁協も関係いたしますので、本委員会へも諮問させていただいているところでございます。

続いて、資料16ページをご覧ください。「するめいか」の都道府県別漁獲可能量は、過去3年の漁獲実績に基づき配分され、平均シェア率が大臣許可漁業も含めて全体の80パーセントを構成する都道府県には数量による割り当てがございます。ちなみに、するめいかの漁獲量は、農林水産統計によりますと、2020年は、全国で48,290トンございました。熊本県の過去3年の漁獲実績は1トンから4トン、2020年は、4トンでございました。シェア率は0.01パ

一セントであり、全体の80パーセントには含まれておりません。ですので、数量ではなく「現行水準」という割り当てがなされております。具体的には10トン未満という漁獲量になります。現行水準の県では、資源への影響が比較的小さい、わずかな漁獲しかないものの、むやみに漁獲量を増やすことがないような管理が求められます。また、資源評価等の根拠となる漁獲量の報告義務については、現行水準の場合にも適用されることになっています。熊本県においては、天草西海において、定置網において「するめいか」は多少の漁獲があると考えております。

なお、知事管理区分への配分方法は、熊本県資源管理方針において定められておまして、都道府県別漁獲可能量の全量を配分することとされています。これに従い、令和4管理年度における「するめいか」の知事管理区分への配分量を「現行水準」としたいと考えております。

以上の、するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

平山委員

一点確認させて下さい。「するめいか」のTACの配分は、熊本県の漁業者が獲れる上限という考え方でしょうか。熊本県海域じゃないということの良いですか。

水産振興課

熊本県の漁業者ということになります。

平山委員

ですね。日本海などに、いか釣りに行かれる方も含まれているということですね。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案の審議に入りたいと思います。

第2号議案「するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なしの声。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

なければ、これで第510回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。